

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

次回の年金相談は

11月7日(木)です

完全予約制となりますので、希望の方は下記役場窓口にて予約してください。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

1 対象となる方

【老齢基礎年金を受給している方で、以下の要件をすべて満たす方】

- ①65歳以上であること
- ②世帯員全員が市町村民税非課税であること
- ③前年の年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、以下の要件を満たす方】

前年の所得額が「約472万円+扶養親族の数×38万円（※）」以下であること

※同一生計配偶者のうち、70歳以上の方または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

2 請求手続き

- ①基礎年金の受給者で、新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

所得額が前年より低下したこと等により、新たに支給対象となる方には、9月1日から順次、日本年金機構から年金生活者支援給付金請求書をお送りしています。（すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。）

はがきに必要事項を記入して、記載された期限までにご提出ください。提出期限を過ぎても、令和7年1月6日までに請求書が届くように提出された場合は、令和6年10月分から受け取ることが可能です。令和7年1月6日までに請求書が届かなかった場合は、日本年金機構が請求書を受け付けた月の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

- ②これから基礎年金を受給する方

年金の請求手続きと併せて、お近くの年金事務所または役場住民生活課社会係（6番窓口）・各支所にて請求の手続きをしてください。

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

ねんきんダイヤル	・請求手続きや届け出など	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など（国民年金課） ・障害年金の請求手続きなど（お客様相談室）	☎0138-31-9086 ※アナウンスに従いおかけください。
住民生活課社会係	・年金相談の受付など（役場窓口）	☎0137-62-2112

番号のかけ間違いにご注意ください